

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

33期(1979/昭和54年)

実務修習に感謝



会員 島山 正誠 (33期)

33期約500人は、50倍を超える難関を通過して、晴れて湯島の門をくぐった。しかし待っていたのは要件事実の難解な教育と起案の連続であった。懐かしく思い出せるのは実務修習である。希望地を8つ出せたので、引越不要な東京、横浜をまず選び、あとは京都、金沢、札幌、仙台、大阪、名古屋と、住んでみたいところを順に並べて、静かな環境で勉学に適しているとか、高裁所在地で事件に恵まれているとか理由を付けて出しておいたら、面接官はいきなり「キミははじめの4つなら満足と言うわけだね」と言って押さえ込んできた。私は、どうせ引越すならどこでもいい、そこに書いていない所でも構わないと答えた。面接官は笑っていた。

京都は男ばかり24名が2班に分かれ、私は検察・弁護士・民事裁判・刑事裁判の順に4か月ずつ回った。

検察修習では社会の底辺を目の当たりにした。すぐ気付いたのは、調書は書く側の筆先で相当脚色できるという当然の事実であった。法律学以前の作文の問題であるからあまり強調されないが、これが冤罪の一因であると思った。ホームレスになった老人が、寺の墓地で野宿しながらくり返し仏像を盗んだという窃盗事案がきた。仏像は骨董屋が買ってくれる。老人は恩義ある骨董屋の名を決して明かさない。本当に悪いのは骨董屋じゃないか。正義感に燃えた。ついに老人は話してくれた。付添の警察官がメモして飛んでいった。無論お手柄を台なしにする失敗の方が多かった。

弁護士修習では、当時の会長による、勝つべき事件を負けてはならないと同様、負けるべき事件に勝ってはならないとの訓戒が心に残った。京都弁護士会は2つの事務所での修習を用意してくれた。私の場合、個人事務所と共同事務所であったが、どちらもほぼ毎日裁判

所に通う忙しさだった。ただし土地柄いわゆる企業法務は少なく、おかげで若いうちから企業法務をやりたいというような、分不相応な考えは芽ばえなかった。

民事裁判は公平だと思ったが、刑事裁判は検察官が裁判官室に来て進行の打ち合わせをしていくので公平ではないと思った。東京に帰ってから実務修習の感想としてこのことを話したところ、刑裁教官が大変怒っていたとあとで聞かされた。

京都地裁には宅調の慣行があった。非開廷日には出勤しなくてよい。これも活用して寺社巡りを加速した。遊んでばかりいたわけではない。たとえば哲学の道を歩きながら難問について思索していた。

京都は任官希望者が多いと言われていたが、1年上の32期が我々にしてくれたオリエンテーションは、「酒の好きな者は検察官になりなさい。頭のいい者は弁護士になりなさい。何の取り柄もない者は裁判官になるしかない」というものだった。

16か月の京都修習の間に、桂離宮、修学院離宮、苔寺、仙洞御所、裏千家今日庵、電車試運転、南座顔見世等、至れり尽くせりの厚遇を受けた。それは未来の法曹に対する熱い期待の表れであることを常に感じた。利益を度外視した事件も厭わないでやってこられたのも修習への報恩の気持からだと思う。

今の修習生も大切に扱われているだろうか。軽率にも需要を見誤った無謀な増員は、弁護士の職業価値を大きく毀損した。手品はできないし神風も吹かない。少しでも早く制度を元に戻して出直すべきである。

文中、お世話になった方々のお名前をあえて記さなかった。書き切れないほど多くの人の善意に助けられて修習ができたことに感謝している。